相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県大島郡周防大島町久賀二六七番地二、最後の住所山口県大島郡周防大島町大字久賀二六八三番地一　被相続人　亡　佐々木　清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしていただきたい。

まず、右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月二十三日

山口県岩国市山手町二丁目八番三号　相続財産管理人　**弁護士**　広本　行

無縁墳墓等改葬公告

土地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。なお、期日までにお申し出のない場合は、下記のとおり改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十七年三月二十三日

一、墳墓等所在地　沖縄県豊見城市字饒波二一〇

一、墳墓等の名称　不詳

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　沖縄県豊見城市字饒波五〇〇一一　饒波自治会長　長嶺　清

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十七年三月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年三月二十三日

岐阜県土岐市駄知町二三二一番地の二　高砂工業株式会社　規約型確定給付企業年金清算人　山田　益弘

旅行業協会弁済業務保証金分担金返還に関する公告

弁済業務規約第二十二条の二（弁済業務保証金分担金を返還できない場合の取り扱い）の規定により次のとおり公告します。

一、当協会の保証社員であった者の名称　エイ・アイ・ティ・インターナショナル株式会社

二、住所　兵庫県芦屋市打出町一一二三

三、代表者　代表取締役　上道　麻美

右記会社は本公告掲載の翌日から五年以内に弁済業務保証金分担金の返還手続き（弁済業務規約第十八条及び第二十二条）をとり、同分担金の返還を受けて下さい。返還を受けないときは、当該弁済業務保証金分担金を本会の収入とし、これを弁済業務保証金準備金に繰り入れます。

手続場所　東京都港区虎の門四丁目一番一〇号　一般社団法人全国旅行業協会　会長　二階　俊博

平成二十七年三月二十三日

東京都港区虎の門四丁目一番一〇号　一般社団法人全国旅行業協会　会長　二階　俊博

信託事務終了公告

今般左記社債に関する信託事務を終了いたしましたので、担保付社債信託法第五十八条に基づき公告いたします。

平成二十七年三月二十三日

東京都千代田区永田町二丁目一一番一号　山王パークタワー　ドイチェ信託株式会社

記

物上担保付社債（分割制限少人数私募）

Ｃａｌｉｏｐｅ合同会社第一回

総計算書（単位　円）

区分	総額	支払額	未払額
元金	三、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
利金	一六四九、五四五、一三八	一六四九、五四五、一三八	〇
計	四、一四九、五四五、一三八	四、一四九、五四五、一三八	〇

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成27年３月23日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①ヤハギ観光社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－3476号　④ヤハギ観光社　東京都足立区伊興三丁目７番21号　矢萩輝昌　⑤ヤハギ観光社　東京都足立区伊興３－７－21　⑥平成８年２月20日　⑧平成26年２月20日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都足立区伊興三丁目７番21号　ヤハギ観光社　矢萩輝昌

Ｂ　①グローバルパートナーズ株式会社　②第三種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6118号　④グローバルパートナーズ株式会社　東京都新宿区西新宿二丁目６番１号　代表取締役　山田実　⑤本社営業所　東京都新宿区西新宿二丁目６番１号新宿住友ビル10階　⑥平成20年11月25日　⑧平成25年11月25日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区大久保二丁目12番１号　日本年金機構新宿年金事務所長　穂苅稔

Ｃ　①有限会社新生観光サービス　②第２種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第２－1376号　④有限会社新生観光サービス　愛知県岡崎市細川町字上平65番９　代表取締役　内田健一　⑤名古屋営業所　名古屋市中区栄二丁目２番17号　名古屋情報センタービル５階Ｂ室　⑥平成26年９月19日　⑨平成26年９月19日　⑩1100万円　⑪愛知県知事　⑫愛知県岡崎市細川町字上平65番９　有限会社新生観光サービス　代表取締役　内田健一

Ｃ　①有限会社プライムツアー　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2201号　④有限会社プライムツアー　堺市中区小阪270　取締役　長村義嗣　⑤本社営業所　堺市中区小阪270　⑥平成14年10月15日　⑨平成27年２月５日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府堺市中区小阪270　有限会社プライムツアー　取締役　長村義嗣

Ｂ　①トラベルジオ　②第三種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－2350号　④株式会社オフィスジオ　大阪府豊中市本町七丁目１番29号　代表取締役　西重一　⑤本社営業所　大阪府豊中市本町七丁目１番29号　⑥平成17年10月14日　⑧平成21年12月24日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府豊中市岡上の町４丁目３番40号　日本年金機構豊中年金事務所長　葛西幸久